

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年1月29日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ジュリアン・フォンテーヌ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・チャインドネシア株投信 アムンディ・チャインドネシア株投信マネー
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	アムンディ・チャインドネシア株投信 継続募集額 上限 5,000億円 アムンディ・チャインドネシア株投信マネー 継続募集額 上限 3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月10日付にて提出いたしました有価証券届出書（平成27年9月10日付提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます）に新たに繰上償還に関する記載内容を追記するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2．【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

第一部【証券情報】

（6）【申込単位】

<訂正前>

販売会社が定める申込単位とします。また、分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」¹の2コースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳しくは販売会社にお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

「チャインドネシア株マネー」は、原則として「チャインドネシア株」からのスイッチング²でのみお買付け可能なファンドです。販売会社によってはスイッチングを取扱わない場合があります。

（略）

<訂正後>

販売会社が定める申込単位とします。また、分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」¹の2コースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳しくは販売会社にお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

「チャインドネシア株マネー」は、原則として「チャインドネシア株」からのスイッチング²でのみお買付け可能なファンドです。販売会社によってはスイッチングを取扱わない場合があります。

書面決議によりチャインドネシア株マネーの繰上償還*が決定した場合、スイッチングの受付は平成28年3月2日までとなります。詳しくは販売会社にお問合せください。

*繰上償還の予定について

チャインドネシア株マネーの受益権総口数が投資信託約款に定められた口数（10億口）を下回っており、本来の商品性を維持した形での運用の継続が難しい状況であるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき繰上償還（信託終了）を予定しております。繰上償還（信託終了）につきましては、平成28年2月1日現在の受益者の意向を確認する手続きを平成28年2月1日から平成28年2月22日まで行い、償還の可否は平成28年2月23日に決定いたします。当該期間中に繰上償還に賛成をされた受益者の受益権口数（賛成受益権口数といいます）の合計が平成28年2月1日現在のチャインドネシア株マネーの受益権総口数（基準日受益権口数といいます）の3分の2以上の場合、平成28年3月10日をもってチャインドネシア株マネーは償還となります。なお、賛成受益権口数が基準日受益権口数の3分の2に満たず否決された場合は、チャインドネシア株マネーの運用は継続いたします。

平成28年1月29日以降に取得した受益権については、本繰上償還に関する議決権の行使の権利はありません。

（略）

（ 7 ）【 申込期間 】

< 訂正前 >

継続申込期間：平成27年3月11日から平成28年3月10日まで

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

< チャインドネシア株 >

平成27年3月11日から平成28年3月10日まで

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< チャインドネシア株マネー >

平成27年3月11日から平成28年3月10日まで

書面決議により繰上償還が決定した場合には、有価証券届出書は提出されず申込期間は更新されません。スイッチングの申込受付はこれと異なりますので、前述の「（ 6 ） [申込単位]」をご参照ください。

第二部【 ファンド情報 】

第 1 【 ファンドの状況 】

1 【 ファンドの性格 】

（ 1 ）【 ファンドの目的及び基本的性格 】

< 訂正前 >

ファンドの目的

< チャインドネシア株 >

投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

< チャインドネシア株マネー >

投資信託財産の安定した収益の確保を図ることを目標として運用を行います。

原則として「アムンディ・チャインドネシア株投信」からのスイッチングでのみお買付可能なファンドです。

（ 略 ）

ファンドの特色

（ 略 ）

< チャインドネシア株マネー >

円建の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）および短期金融資産等を主要投資対象とする「アムンディ・マネープール・マザーファンド」への投資を通じて、投資信託財産の安定した収益の確保を目指します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（ 略 ）

各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

(略)

<訂正後>

(略)

<イメージ図>



「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」は、スイッチング以外による購入のお申込みはできません。また、スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

チャインドネシア株マネーについては、繰上償還を予定しており、2016年2月23日の書面決議において可決された場合、2016年3月10日に繰上償還（信託終了）となります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(略)

各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

チャインドネシア株マネーについては、繰上償還を予定しており、2016年2月23日の書面決議において可決された場合、2016年3月10日に繰上償還（信託終了）となります。

(略)

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜チャインドネシア株マネー＞

＜訂正前＞

運用方針

投資信託財産の安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。

投資態度

ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、安定した収益の確保をはかることを目指して運用を行います。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、前記と異なる運用を行う場合があります。

＜訂正後＞

運用方針

投資信託財産の安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。

投資態度

ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、安定した収益の確保をはかることを目指して運用を行います。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、前記と異なる運用を行う場合があります。

チャインドネシア株マネーについては、繰上償還を予定しており、2016年2月23日の書面決議において可決された場合、2016年3月10日に繰上償還（信託終了）となります。詳しくは販売会社にお問合せください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

＜チャインドネシア株マネー＞

＜訂正前＞

「チャインドネシア株マネー」は、「チャインドネシア株」からのスイッチング でのみお買付け可能なファンドです。

「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」をご換金した場合の手取金をもって、そ
のご換金のお申込受付日に、もう一方のファンドの取得のお申込みを行うことをいいます。

（略）

＜訂正後＞

「チャインドネシア株マネー」は、「チャインドネシア株」からのスイッチング でのみお買付け可能なファンドです。

「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」をご換金した場合の手取金をもって、そ
のご換金のお申込受付日に、もう一方のファンドの取得のお申込みを行うことをいいます。

チャインドネシア株マネーは、繰上償還を予定しており、2016年2月23日の書面決議において可決された場合、
2016年3月10日に繰上償還（信託終了）となります。詳しくは販売会社にお問合せください。

（略）

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

平成22年3月12日から平成32年12月10日まで です。

ただし信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「(5) その他信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。また委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

平成22年3月12日から平成32年12月10日まで です。

ただし信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「(5) その他信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。また委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

チャインドネシア株マネーについては、書面決議により繰上償還が決定した場合には、信託期間は平成28年3月10日までとなります。